



Title	不公正取引の規制に関するコメント
Author(s)	王, 建; 韓, 懿//訳
Description	特集 : 東アジア競争法における不公正取引規制の実務と教育について
Citation	新世代法政策学研究, 13, 113-116
Issue Date	2011-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47588
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP013_010.pdf



不公正取引の規制に関するコメント

王 建
韓 懿（訳）

まず、私は稗貫先生のお招きに感謝します。お陰さまで私は今回のシンポジウムに参加するチャンスを与えられ、「東アジアにおける不公正な取引に対する規制問題」を一緒に検討することができました。今回は私の初めての北海道の訪問であり、北海道の美しい景色や美味しい食物が深く印象に残りました。今日の討論を通して、我々は多くの成果を取得し、東アジア地域の競争法学者の間の交流と提携をもっと増進させることができると信じております。

韓国の漢陽大学の李教授が、韓国の独占禁止法の垂直的共同行為規制の困難な状況、及び単独行為規制体系との調和問題についてお話しされました。韓国の実務では、不当な共同行為が水平的協定にのみ適用され、純粋な垂直的行為は含まれていません。垂直的行為の一部は第23条の不公正な取引行為又は第29条の中の再販売価格維持行為で規制しています。このため、「共同行為」と「単独行為」の区別が曖昧になります。同時に、法解釈と法執行上の混乱を招きます。李教授は垂直的共同行為規制を導入することを提案しています。

私はこの提案が韓国の共同行為規制体系に相応しいものであり、「共同行為」と「単独行為」を区別することは意義があると思います。申し上げたいことは、韓国のこの問題は中国には存在しないということです。中国独占禁止法には三大規制対象があります。即ち、独占協定、市場支配的地位の濫用行為、及び事業結合です。その中で、独占協定が日本と韓国の不当共同行為に準じます。中国独占禁止法第13条と第14条は独占協定を水平

的な独占協定と垂直的な独占協定に区別して、別々に規制しています。それは後発立法国の優位性でしょう(第13条 競争関係にある事業者が独占協定を結ぶことを禁じる。第14条 事業者と取引相手との独占協定を結ぶことを禁じる)。

稗貫先生のご報告から、東アジア国家の不公正取引の規制に関する立法と実務はかなりの違いがあることが分かります。日本、韓国、台湾ではすでに沢山の事案を処理してきましたが、中国大陸の立法と実務はどうなっているのでしょうか。それを以下ご紹介します。

東アジア各国では、「不公正な取引」の定義、表現形式及び規制方法について議論があります。私の意見として、不公正な取引と不公平な競争との間、不公正な取引と競争制限行為との間を明確に区別することは難しいと思います。多くの場合に、これらに重複、交差関係があつて、同一行為が異なる視点で異なる行為として認定されます。稗貫先生の御紹介によれば、日本の実務では、私的独占に当たる事案が不公正な取引方法で規制されてしまいます。これが、私的独占に関する分析、研究が深められなくなるという問題をもたらします。現在、韓国、台湾の多くの経済法学者は、不公正な取引を民事訴訟や他の行政機関に任せるべきだと考えていて、それには一定の道理があると思います。稗貫先生は、不公正な取引行為の規制を公正取引委員会の職務として残すべしとし、その理由を詳細に紹介されました。私は、個人的にはその意見を賛同できます。少なくとも、中国の実務からすれば、競争当局による不公正な取引行為の調査・処理が非常に必要だと思います。

以下では、中国大陸の関連立法、実務及び最新の状況をお話します。まず、指摘させていただきたいのは、中国大陸立法には「不公正取引」という概念が存在しないということです。私の日本の独占禁止法の理解及び稗貫先生の御報告の内容によれば、不公正な取引の表現形式はかなり広範にあります。敢えて中国の「不公正な取引」に相当する行為を探せば、第17条の市場支配的地位の濫用行為の一部、第14条の縦の独占協定の一部、及び1993年「反不正当竞争法」の不正当竞争行為の一部が該当します。私個

人の意見では、中国の独占禁止法に不公正な取引方法を設けることには一つリスクがあります。それは独占禁止法固有の三大規制体系を壊してしまうことです。即ち、カルテル、市場支配的地位の濫用と事業結合の規制において、「独占禁止法」と「反不正当竞争法」を結合する新しい立法が必要となります。それは現在では実現不可能でしょう。日本独占禁止法の不公正な取引方法には、一つの重要な行為、即ち優越的地位の濫用行為が含まれています。先ほどの稗貫先生の御報告でも触れられていましたが、市場支配的地位の濫用の条文規定は優越的地位も含まれているように解釈できます。即ち、市場支配的地位の濫用行為には優越的地位の濫用行為が含まれていて、その根拠は中国独占禁止法第18条にあります。第18条は、事業者の市場支配的地位の認定が4つの要素によって判断すると規定しています。

その第4項は、「その他の事業者の取引における当該事業者への依存度」であつて、研究者らが優越的地位の濫用行為に対する規制が存在すると解釈する理由であります。(1) 当該事業者が関連市場にある市場シェア及び関連市場の競争状況、(2) 当該事業者が販売市場或いは原材料の購入市場に対するコントロール能力、(3) 当該事業者の財力と技術的な条件。

しかし、中国の多くの研究者は前記規定からは当然には「優越的地位の濫用」の規制を推認できないと考えています。即ち、中国の多数説によれば、市場支配的地位の濫用行為には優越的な地位の濫用が含まれていません。実際には、中国には既に優越的な地位の濫用に関する関連立法があります。即ち、2006年に商務部、国家発展改革委員会、工商総局、公安部、税務総局が共同で公布した「小売業者供給業者に関する公平取引管理弁法」があり、その第6条に、小売業者は優越的な地位を濫用して一定の不公正な取引行為をしてはならないと明確に規定しています。最新の状況として、現在、中国は1993年に制定した「反不正当竞争法」の改正を行っています。最新の草案に優越的地位の濫用行為に対する規定を設けました。このことから分かるのは、今後、中国は「反不正当竞争法」に優越的地位の濫用行為の規制規定を設けるだろうということです。

中国では、不公正な取引に対して競争当局の行政調査と処理の権限を規定していて、私人による訴訟に関する規定もあります。中国「反不正競争法」の執行状況からみれば、競争当局の介入が必要であり、不正競争行為の管理当局である工商管理局が大量の事案を処理してきました。勿論、中国の裁判所の処理した不正競争民事事件も少なくありません。

中国独占禁止法の最近2年間の実施状況をみれば、行政機関による介入が十分な効果をあげていないことから、市場支配的な地位の濫用の公開された事例は今まで一例もありません。最近、中国で会社360と会社騰迅との紛争が起きました。騰迅は中国で最大の即時通信QQの供給業者で、360は中国で最大の無料ウイルス対策ソフトウェア提供者です。騰迅は、ユーザーにQQと360とを選択することを公然と要求しました。もし、QQを使用したければ、360ソフトウェアをアンインストールしなければなりません。現在、ある弁護士がすでに国家工商総局にこの行為を告知して、騰迅の市場支配的な地位の濫用行為に対する検査・処分を求めました。その結果がどうなるかは我々の注目するところであります。それと対照的に、短い2年間の間に、中国ではすでに十数件の市場支配地位の濫用行為に関する民事訴訟がありました。今まで原告が勝訴した事案は一件もないですが、その影響は巨大なものであります。中国の最高裁は、現在、独占禁止民事訴訟に関する司法解釈の草案を作成しています。中国の独占禁止法の執行機関はかなり努力しなければなりません。私がある会議で中国独占禁止法当局の行政官らと交流した際に発言したのは、積極的に影響力のある事案を調査・処理することだけが当局の威信を保つ方法であり、それによって競争文化が育成され、人々に尊重される法執行機関になれるということでした。この点については、我々は日本、韓国の公正取引委員会の経験を上手く拝借しなければなりません。